

芝居評を募る

芝居評を募る

時事新報は只其意を抜いて紙上に掲載す
一住所姓名并號は成る可く明記あらんふとを望む
一投寄限は来る二十五日迄とす
一紙上へ掲載したる評者へは一幕に付時事新報一ヶ
月分を贈る但し住所判然せざれば致方なし

時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ヘ左ノ如シ
一枚二讀〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十九錢〇六箇月前金三
圓〇一箇年積金六圓
◎郵便局社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定額ノ外ニ
當月十五日前後送科フ申受ク

	時事新報廣告料前金	二日以上 六日迄	七日以上
一 行 五 漢 字 仕 四 字 詞	一 日 限		
一 行 二 付	十二 錢	十一 錢	十 錢五 亂
銀印紙の代價を申受く可し	月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り 時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月 銀金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵		

林政論 我日本國は既に破壊の時代を過ぎて構造の時代に移りたれども世に構造的政論は少なく批評的破壊的の粗大論のみ喋々語々として政治社會に充満するは我輩の痛惜する所なり蓋し破壊的の粗大論は破壊時代に有力に

して大聖職者一身上宿禰を掃除するには此上もなき利害なりしかば從來我政治家は此向きの論法を得意として此一方のみに進み林政の如き農政の如き若くは商工業上の諸組織の如き多くは破壊したる儘にして之を整備する一事に就ては未だ其構造的の思考を費さざるものゝ如く教説發展、亂離良苦如何と懼れる可きや

知らず今我國家經濟上最も重大の關係ある林政の一例を以て示さんに今の官林及び官有山野は明治の初年諸侯の藩籍奉還に因りて政府の手に歸したる者にして明治十九年の調査に據れば全體保存林八萬八千五百三十四町五反、併用林二百八十萬五千三百四十六町三反、合

計六百八十九萬三千八百八十町八反にして山野は千百八十九萬四千八百八十町一反なりと云ふ斯く明白に記載すれば調査も十分行き届きて境界も明白なるが如くなれども其實は決して然らず林中に山あり山中に野あり之を區別するの面倒なるは勿論、其何町何反と云ふ多くは目分量にして或は一萬町歩と思ひたる林が實際之を測量したば、二萬町歩に増す可きや五千町歩に極ず可きや夫れさへ精らざるを得ず或は官吏の方に於て甲の山より乙の山を見通し此一線を界にして官民林地を區分する心得なりしも官林梯下若くは伐木處分等に就き明に境界を正さんとすれば人民の申立て之れにてし此官林の境界は甲の山より乙の山にはあらず乙の山より丙の立木を見通したる一線なりなど遠方もな

説と爲すとあり然らば其證據は如何と云ふに人民の方にて不踏なる程、官府の方にても不慥にして或は古老の言ひ傳へなど漠然たる記憶を聞き質して之を始末するに過ぎず又大分縣下などの官林中には林境極めて廣くして出張林吏の目に餘るものも少なからず土地の案内者が出張吏を連れ林の東端より進行すれば凡そ三分一位の處に至りて是れが官林界なりと云ひ西の端より進むときも同じく三分一位の處にて引き返へし中間三分の一の林地は全く林吏の不識界に屬して盜伐等の弊害あるも知らぬが佛に過ぎ去るものさへありと云ふ左れば彼の統計表の如き極めて漠然たる者にして政府部内の人と雖ども之を以て實を得たりと信する者はなかる可し聞く先年井上伯が農商務大臣たりし折、林政監理法を立てんとし逐次十分に調査して明に其境界を定め官にて所有す可き者は尙萬何千町歩として之を所有し一個八民に拂下げ或は町村等の共有物として下附する者は夫れ——片端より極りを附けて監理の方法を立てんとせしに斯くては官民林界に種々の苦情爭訟を生じて事容易に纏まる可きに非ず毎年三十萬圓内外の調査費を支出して全く其功を終るには三十五年を要す可知との事なりしかば然らば極々簡便法を執り人民林界に苦情を鳴らして之を訴ふる場合には七分は其申分を立ても観念と事を遊びたらば如何と云ふに斯くても年々十萬圓ばかりを要して成功十五年間に涉る可しとの見込ありしが國の大經濟たる林政整理に時日と出費とを要するは固より顧みるに足らずとて漸く之に着手せんとせしに間もあく大臣交迭に因りて林政論も其の影を失ひたるが如とし斯くて今にも國會を開きて國の經濟に志ある議員が其主務省大臣に向て政府は何程の官林及び官有山野を監理し居るや其歲收入は何程あるや屹度承知致したとして質問を起すふともあらば如何、大臣は何を以て之れる答ふるや實は所有主たる政府にても體に承知致さずと云ふか、主務省の面目にはの着手を急ぎて成功の期限を近くせざる可らず斯くて其取調を凡そ十五年位に見て看々歩を進め置けば國會議員に答ふるにも其儀は斯くの手順にして前途幾年の間に是部分は調査に取り掛り詳細の報告を爲すとを得べし云々とて辨解その辭なきにしも非らず聞く所に據れば近來農商務省の當局者中既に其のみに着眼して或らすと答ふると取調中ありと答ふると何づれが事宜に適す可きや言を待たずして明白あらん又ふの官林調査の際には官に所有す可きものと民有に歸す可きものと分給して其の共有物と爲さしむるも可ならん尤ども官有山野などは從來我田舎地方の習俗として官は其所有權を有し人民は其所用權を有する姿にて草を刈り薪を拾ひ田家の難て以て立つ者も少なからざるが故に其分給の方法に就ては十分講究せざる可らざれども兎に角林政を整頓するの今日に差迫りて必要あるは争ふ可らざるの事實にして官民政事に専ある人は漫に萬政政治論のみを論せず今より其智慮を廻密にして林政を始め其他經濟上の實問題に就き精造的の考案を凝んと我輩が今日國會前に當りて與れくも勵告する所の者あり

○香港驛傳
ベルツク時
は病癒保養
船中にて逝去
遭骸は居留地
儀氏は撰舉と
として其筋
せしが矣るを
相手取り訴訟
舉區にては見ゆ
○大坂茶葉を
挽回せん所を
其結果意外に
り内製茶の賣
七十一圓餘は
は諸機械買入
即ち紅茶製造
負擔するのみ
益の見込ある
する必要ある
経費中より半
ひ残りの半年會
會を開きしと
負擔するのみ
益の見込ある
する事も議す
○文部屬官
止むを得へ達したる
省一般とある
のみ然らざ
企つるものと
異なり風光
ふ避暑の快
如きも年々
きものにあ
るより東京に
だ箱根日光
○北海道札幌
するの地あり
るは鶴見川
の東南に燒
尺の水底澄
忘るしばか
處々には鶴
を以て取り
に生ひ度り
て屏風を引
るは屹然と
未た世に知
感なきにあ
遊樂に最も
團館在勘英
必ず此處に
因に記す等
り同館は元